

○ 財政健全化法に基づく健全化判断比率等の状況（愛川町令和3年度決算）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）とは、財政の健全さを計る下記の指標の公表を義務付け、早期健全化の枠組みなどを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や企業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。

町の「健全化判断比率等」の状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれています。

指 標		説 明	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	— %	13.53 %	20.0 %
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	18.53	30.0
	実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	△0.8	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	—	350.0	
資金不足比率 (水道・公共下水道事業)		資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20.0	

※ 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」は、実質収支が黒字となり赤字額が生じないため「－（ハイフン）」となっています。また「将来負担比率」は、「将来負担額（地方債残高など）」に対し、「充当可能財源等（基金、都市計画税、基準財政需要額に算入される地方債など）」が上回っているため「－（ハイフン）」となっています。

※ 実質公債費比率は、元利償還金に充当可能な特定財源と基準財政需要額算入額の合計が元利償還額を上回るため、マイナス表示となっています。

※ 「早期健全化基準・経営健全化基準」は「財政の自主的な改善努力が求められる段階」、「財政再生基準」は「国等の関与により健全化が図られる段階」をあらわす基準値で、各自自治体の「健全化判断比率・資金不足比率」がこれらの基準値を超えた場合には、「財政健全化計画」、「財政再生計画」、または「経営健全化計画」を策定するなど、法律に基づき健全化に向けた取り組みが行われます。